

## 電子契約の導入について

区はこれまで東京電子自治体共同運営による電子調達サービスを活用するなど、契約手続の電子化を進めてきた。

契約事務のうち、契約書においては記名押印をした紙文書によるものとしていたが、地方自治法施行規則の改正により、電子文書に電子署名をする電子契約の導入が容易となった。

については、契約事務のペーパーレス化を推進するとともに、区・受注者双方の業務の効率化及びコスト削減を図るため、電子契約を導入する。

### 1 電子契約の概要

紙の契約書に記名押印する代わりに、電子契約サービスのクラウド上に PDF 形式の契約書をアップロードし、区及び受注者が同意することで、電子署名とタイムスタンプ（表記された時刻に電子契約書が存在し、それ以降変更されていないことを証明する技術）が付与され、契約を締結するもの。

### 2 電子契約の主な効果

- 契約事務のペーパーレス化
- 契約事務の効率化（契約書の押印・製本、郵送・受取作業不要）
- 契約事務の利便性向上（インターネット環境により終日利用可能）
- コスト削減（印刷・製本・郵送費の削減、収入印紙が不要）
- 契約書の紛失リスク低減

### 3 電子契約の導入方法

一般財団法人 GovTech 東京により調達・提供される電子契約サービスを活用

### 4 電子契約の対象契約及び開始時期

区長契約（契約課発注）のうち、令和6年11月以降に契約締結する工事請負契約及び委託・物品買入契約等の一部から導入する。

なお、受注者が希望する場合、従来どおり紙文書による契約書も選択可能とする。

5 今後のスケジュール（予定）

令和6年 4月 電子契約導入に伴う財務会計システム改修開始

7月～ 事業者・庁内職員向け周知・説明

11月 電子契約開始

令和7年 4月 電子契約対象拡大（全ての区長契約対象予定）

6 その他

主管契約（各課発注）への電子契約の導入については、区長契約による運用状況を踏まえ、検討していく。